

# 佐賀県国民保護計画

令和6年3月25日

佐 賀 県

# 目 次

<b>第1編 総論</b>	1-1
<b>第1章 県の責務、計画の位置付け、構成等</b>	1-1
1 県の責務及び県国民保護計画の位置付け	1-1
2 県国民保護計画の構成	1-3
3 県国民保護計画の見直し、変更手続	1-3
4 市町国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画	1-3
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	1-4
1 基本的人権の尊重	1-4
2 国民の権利利益の迅速な救済	1-4
3 国民に対する情報提供	1-4
4 関係機関相互の連携協力の確保	1-4
5 国民の協力	1-4
6 日本赤十字社その他の指定公共機関及び指定地方公共機関 の自主性の尊重	1-4
7 放送事業者の表現の自由への配慮	1-5
8 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	1-5
9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	1-5
<b>第3章 県の地理的、社会的特徴</b>	1-6
1 地形	1-6
2 気候	1-6
3 人口分布	1-6
4 道路の位置等	1-7
5 鉄道、空港、港湾等の位置等	1-8
<b>第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	1-11
1 関係機関の事務又は業務の大綱	1-12
2 県対策本部関係機関の連絡先	1-15
3 関係機関の連絡先	1-16
<b>第5章 県国民保護計画が対象とする事態</b>	1-17
1 武力攻撃事態	1-17
2 緊急処理事態	1-19
<b>第2編 平素からの備えや予防</b>	2-1
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	2-1
<b>第1 県における組織・体制の整備</b>	2-1
1 県の各部等における平素の業務	2-1
2 県職員の参集基準等	2-3
3 国民の権利利益の救済に係る手続等	2-5

4	市町及び指定地方公共機関の組織の整備等	2-6
<b>第2</b>	<b>関係機関との連携体制の整備</b>	2-7
1	基本的考え方	2-7
2	国の機関との連携	2-7
3	他の都道府県との連携	2-8
4	市町との連携	2-8
5	指定公共機関などとの連携	2-9
6	ボランティア団体等に対する支援	2-10
<b>第3</b>	<b>通信の確保</b>	2-11
<b>第4</b>	<b>情報収集・提供等の体制整備</b>	2-13
1	基本的考え方	2-13
2	警報等の通知に必要な準備	2-13
3	市町における警報の伝達に必要な準備	2-14
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2-14
5	市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2-16
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	2-16
7	市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	2-16
<b>第5</b>	<b>研修及び訓練</b>	2-17
1	研修	2-17
2	訓練	2-17
<b>第2章</b>	<b>避難及び救援に関する平素からの備え</b>	2-19
1	避難に関する基本的事項	2-19
2	救援に関する基本的事項	2-19
3	輸送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	2-20
4	交通の確保に関する体制等の整備	2-21
5	避難施設の指定	2-21
6	市町における避難及び救援に関する平素からの備え	2-23
<b>第3章</b>	<b>生活関連等施設の把握等</b>	2-24
<b>第1</b>	<b>生活関連等施設の把握等</b>	2-24
1	生活関連等施設	2-24
2	生活関連等施設の把握	2-24
3	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	2-26
4	市町における平素からの備え	2-26
<b>第2</b>	<b>県が管理する公共施設等における警戒</b>	2-27
<b>第4章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	2-28
1	基本的考え方	2-28
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備等	2-28
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	2-29
4	市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	2-29
<b>第5章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	2-30
1	国民保護措置に関する啓発	2-30

- 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 . . . 2-30
- 3 市町における国民保護に関する啓発 . . . . . 2-31

**第3編 武力攻撃事態等への対処** . . . . . 3-1

**第1章 初動体制の確立** . . . . . 3-1

第1 情報の伝達 . . . . . 3-1

第2 国民保護対策本部設置前における初動体制 . . . . . 3-1

1 緊急事態情報連絡室の設置 . . . . . 3-2

2 緊急事態警戒本部の設置 . . . . . 3-3

3 緊急事態対策本部の設置 . . . . . 3-5

第3 国民保護対策本部への移行 . . . . . 3-7

第4 市町における初動連絡体制の確保及び初動措置 . . . . . 3-7

**第2章 県対策本部の設置等** . . . . . 3-9

第1 県対策本部の設置 . . . . . 3-9

1 県対策本部設置の手順 . . . . . 3-9

2 県対策本部設置の本部要員等への伝達 . . . . . 3-10

3 職員の参集配備 . . . . . 3-11

4 県対策本部の組織及び各対策班の構成等 . . . . . 3-11

5 県現地対策本部の設置等 . . . . . 3-18

6 県対策本部長の権限 . . . . . 3-18

7 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等 . . . . . 3-19

8 県対策本部の廃止 . . . . . 3-19

第2 県対策本部等における広報 . . . . . 3-19

1 広報体制 . . . . . 3-20

2 情報の収集 . . . . . 3-20

3 広報の内容 . . . . . 3-20

4 広報の手段 . . . . . 3-20

5 その他の留意事項 . . . . . 3-21

第3 通信の確保 . . . . . 3-21

1 情報通信手段の確保 . . . . . 3-21

2 情報通信手段の機能確認 . . . . . 3-21

3 通信輻輳により生じる混信等の対策 . . . . . 3-21

4 市町における通信の確保 . . . . . 3-21

**第3章 関係機関相互の連携** . . . . . 3-22

第1 国の対策本部との連携 . . . . . 3-22

1 国の対策本部との連携 . . . . . 3-22

2 国の現地対策本部との連携 . . . . . 3-22

第2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請 . . . . . 3-22

1 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 . . . . . 3-22

2 市町からの措置要請 . . . . . 3-22

第3 自衛隊の部隊等の派遣要請等 . . . . . 3-23

1	知事による自衛隊の部隊等の派遣要請等	3-23
2	市町長からの派遣要請の求め	3-23
3	自衛隊の部隊等との連携	3-23
<b>第4</b>	<b>他の都道府県に対する応援の要求・事務の委託</b>	3-24
1	都道府県間の応援	3-24
2	事務の一部の委託	3-24
<b>第5</b>	<b>指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請</b>	3-25
<b>第6</b>	<b>指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請</b>	3-25
1	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	3-25
2	総務大臣に対する職員派遣の斡旋の求め	3-25
3	市町からの要請に対する職員の派遣	3-25
4	県の委員会等の知事への事前協議	3-26
5	市町からの要請に対する職員のおっせん	3-26
<b>第7</b>	<b>県が行う応援等</b>	3-26
1	他の都道府県に対して行う応援等	3-26
2	市町に対して行う応援等	3-26
3	指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等	3-27
<b>第8</b>	<b>ボランティア団体等に対する支援等</b>	3-27
1	自主防災組織に対する支援	3-27
2	ボランティア活動への支援等	3-27
3	民間からの救援物資の受入れ等	3-27
<b>第9</b>	<b>住民への協力要請</b>	3-28
<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	3-29
<b>第1</b>	<b>警報の通知及び伝達</b>	3-29
1	国の対策本部長の警報の発令及び通知等	3-29
2	知事による警報の通知及び伝達	3-31
3	市町長の警報伝達の基準	3-32
4	県警察の警報の伝達の協力	3-33
<b>第2</b>	<b>緊急通報の発令</b>	3-35
1	緊急通報の発令	3-35
2	緊急通報の内容	3-36
3	緊急通報の通知方法	3-36
4	放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送	3-36
<b>第3</b>	<b>避難の指示等</b>	3-37
1	国の対策本部長の避難措置の指示及び通知	3-37
2	避難措置の指示	3-38
3	避難の指示	3-40
4	避難の指示をした場合の通知等	3-43
5	放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送	3-43
6	避難の指示の国の対策本部長への報告	3-43
7	県の区域を越える住民の避難の場合の調整	3-44

8	国の対策本部長による利用指針の調整	3-44
9	避難措置の指示の解除等	3-45
<b>第4</b>	<b>避難指示に当たっての配慮すべき事項</b>	<b>3-45</b>
1	避難の指示に当たって配慮すべき地域特性等	3-45
2	武力攻撃事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項等	3-47
<b>第5</b>	<b>県による避難住民の誘導の支援等</b>	<b>3-49</b>
1	市町長の避難実施要領策定の支援	3-49
2	市町長による避難誘導の状況の把握	3-50
3	市町長による避難住民の誘導の支援や補助	3-50
4	広域的見地からの市町長の要請の調整	3-50
5	市町長への避難誘導に関する指示	3-50
6	国及び他の地方公共団体への支援要請	3-51
7	内閣総理大臣の是正措置に係る対応	3-51
8	避難住民の輸送の求めに係る調整	3-51
9	指定地方公共機関による輸送の実施	3-51
<b>第6</b>	<b>市町長が定める避難実施要領</b>	<b>3-53</b>
1	避難実施要領の策定	3-53
2	避難実施要領作成の際の主な留意事項	3-53
<b>第7</b>	<b>避難所等における安全確保等</b>	<b>3-58</b>
<b>第5章</b>	<b>救援</b>	<b>3-59</b>
<b>第1</b>	<b>救援の実施</b>	<b>3-59</b>
1	救援の実施	3-59
2	市町長による救援の実施等	3-59
<b>第2</b>	<b>関係機関との連携</b>	<b>3-60</b>
1	国への要請等	3-60
2	他の都道府県知事に対する応援の求め	3-60
3	市町との連携	3-60
4	日本赤十字社との連携	3-60
5	緊急物資の輸送の求め等	3-60
6	指定地方公共機関による緊急物資の輸送	3-60
<b>第3</b>	<b>救援の内容</b>	<b>3-61</b>
1	救援の基準	3-61
2	救援に関する基礎資料	3-61
3	救援の内容	3-61
<b>第4</b>	<b>医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</b>	<b>3-66</b>
1	核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動	3-66
2	生物剤による攻撃の場合の医療活動	3-66
3	化学剤による攻撃の場合の医療活動	3-66
<b>第5</b>	<b>救援の際の物資の売渡し要請等</b>	<b>3-66</b>
1	救援の際の物資の売渡し要請等	3-66
2	医療の要請等に従事する者の安全確保	3-67

<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	3-68
第1	市町長が行う安否情報の収集等	3-68
1	市町長が行う安否情報の収集	3-68
2	市町長から知事への安否情報の報告	3-70
第2	県が行う安否情報の収集等	3-70
1	県が行う安否情報の収集	3-70
2	県警察の通知	3-70
3	市町長への報告時期の指定	3-70
4	安否情報の整理	3-71
5	知事から総務大臣への安否情報の報告	3-71
第3	安否情報の照会に対する回答	3-71
1	安否情報の照会の受付	3-71
2	安否情報の回答	3-72
3	個人の情報の保護への配慮	3-72
第4	日本赤十字社に対する協力	3-72
第5	その他の留意事項	3-72
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	3-75
第1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	3-75
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	3-75
2	武力攻撃災害の兆候の通報	3-75
第2	生活関連等施設の安全確保	3-77
1	生活関連等施設の状況の把握	3-77
2	施設管理者に対する措置の要請	3-77
3	県が管理する施設の安全の確保	3-78
4	立入制限区域の指定の要請	3-78
5	国の対策本部との緊密な連携	3-79
6	国の方針に基づく措置の実施	3-79
第3	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	3-79
1	危険物質等に関する措置命令	3-79
2	警備の強化及び危険物質等の管理状況報告	3-79
第4	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	3-82
第5	NBC攻撃による災害への対処等	3-82
1	応急措置の実施	3-82
2	国の方針に基づく措置の実施	3-82
3	関係機関との連携	3-83
4	汚染原因に応じた対応	3-83
5	知事及び県警察本部長の権限	3-84
第6	応急措置等	3-86
1	退避の指示	3-86
2	警戒区域の設定	3-88
3	事前措置等	3-90

4	応急公用負担等	3-91
5	消防に関する措置等	3-91
<b>第8章</b>	<b>武力攻撃原子力災害への対処</b>	3-94
<b>第1</b>	<b>基本的事項</b>	3-94
1	地域防災計画(原子力災害対策編)に準じた措置の実施	3-94
2	国の対策本部等との緊密な連携	3-94
<b>第2</b>	<b>武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え</b>	3-94
1	関係機関との連携	3-94
2	環境放射線モニタリング体制の強化	3-95
3	被ばく医療体制の確認及び連携の強化	3-95
4	安定ヨウ素剤等の備蓄等	3-95
5	武力攻撃原子力災害に備えた訓練の実施	3-95
<b>第3</b>	<b>安全確保のための要請等</b>	3-95
1	安全確保のための要請	3-95
2	立入制限区域の指定の要請	3-96
3	原子炉の運転停止等の要請	3-96
4	武力攻撃等の兆候の通報	3-96
<b>第4</b>	<b>放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報等</b>	3-98
1	原子力防災管理者による放射性物質の放出 又は放出するおそれがある場合の通報	3-98
2	知事による放射性物質の放出又は放出するおそれがある場合の通報	3-99
<b>第5</b>	<b>国の対策本部長による応急対策の実施に係る公示及び通知等</b>	3-99
1	国の対策本部長による公示	3-99
2	知事による公示の通知	3-99
<b>第6</b>	<b>活動体制の整備等</b>	3-100
1	現地対策本部の設置等	3-100
2	武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携	3-100
<b>第7</b>	<b>応急対策の実施等</b>	3-100
1	応急対策の内容	3-100
2	応急対策の実施に当たって特に重要となる措置等	3-101
<b>第9章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	3-104
1	被災情報の収集及び報告	3-104
2	市町及び指定地方公共機関による被災情報の収集及び報告等	3-104
3	現地への職員派遣その他による情報の収集	3-105
<b>第10章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	3-106
1	保健衛生の確保	3-106
2	廃棄物の処理	3-106
3	文化財の保護	3-107
<b>第11章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	3-108
1	生活関連物資等の価格安定	3-108
2	避難住民等の生活安定等	3-110



3	生活基盤等の確保	3-110
<b>第12章</b>	<b>交通規制</b>	3-112
1	交通状況の把握	3-112
2	交通規制の実施	3-112
3	緊急通行車両の確認	3-112
4	交通規制等の周知徹底	3-112
5	緊急交通路確保のための権限等	3-112
6	関係機関との連携	3-113
<b>第13章</b>	<b>赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理</b>	3-114
1	法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	3-114
2	赤十字標章等の交付及び管理	3-115
3	特殊標章等の交付及び管理	3-115
4	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	3-116

**第4編 復旧等** . . . . . 4-1

**第1章 応急の復旧** . . . . . 4-1

- 1 基本的考え方 . . . . . 4-1
- 2 ライフライン施設の応急の復旧等 . . . . . 4-1
- 3 輸送路の確保に関する応急の復旧等 . . . . . 4-2

**第2章 武力攻撃災害の復旧** . . . . . 4-3

- 1 基本的考え方 . . . . . 4-3

**第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等** . . . . . 4-4

- 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 . . . . . 4-4
- 2 損失補償、実費弁償及び損害補償 . . . . . 4-5
- 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん . . . . . 4-6
- 4 市町が国民保護措置に要した費用の支弁等 . . . . . 4-7

**第5編 緊急対処事態への対処** . . . . . 5-1

- 1 緊急対処事態 . . . . . 5-1
- 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 . . . . . 5-1